破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２３８号
札幌市白石区本通８丁目北２番18号、申立時の住所北海道石狩市花川南６条４丁目264番地　ステラコートＡ202号
債務者　下田さおり
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２７５号
札幌市白石区中央２条５丁目15番３号　ビックバーンズマンション白石Ⅱ―101号
債務者　小山みちよ
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１６号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目２番32―303号
債務者　小野　雅美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３８８号
札幌市清田区北野６条４丁目16番９号
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９９号
札幌市白石区菊水元町１条１丁目６番25―201号
債務者　石原　莉子（旧姓節安・坪松）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３号
北海道北見市美芳町９丁目６番８号　東栄ハイム101号、前住所北海道北見市北進町４丁目６番３号　第３シルバーハイツ202号
債務者　箭内　和男
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第４号
北海道北見市とん田西町216番地42　ベネトンハウス101号、前住所北海道紋別郡遠軽町南町３丁目４番地64
債務者　新関　真子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１号
福島県会津若松市花春町７番84号
債務者　加藤　孝彦
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺250番地
債務者　田熊　幸世
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
さいたま市見沼区大字大谷445番地５
債務者　内藤　麗子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
埼玉県春日部市内牧5031番地１　クレストール春日部102号
債務者　山中　　博
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地８号棟402号室
債務者　瀬山三八三
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
埼玉県東松山市神明町２丁目５番７号　ヒルトップ東松山神明１―502
債務者　我妻　瑞予
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６７４号
名古屋市港区小碓２丁目362番地　サンパティーク小碓202号
債務者　足立　勝彦
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５９号
愛知県東海市加木屋町唐山49番地の２
債務者　諸岡　卓夫
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０８４号
名古屋市北区若葉通１丁目15番地の２　カスタリア志賀本通602号、住民票上の住所名古屋市千種区姫池通１丁目８番地　コンドミニアム姫池801号
債務者　近藤裕次郎
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部